

新型コロナウイルス雇用安定支援金

新型コロナウイルスの影響による事業縮小等に伴う人員削減により離職者を発生させる企業(送出企業)の離職者を県内で正規雇用した事業主に対して、正規雇用者1人につき**支援金30万円**を支給します。

送出企業の要件

次の①と②のいずれにも該当する企業

① 新型コロナウイルスの影響により直近1か月の売上高等が、平成31年度(令和元年度)、令和2年度又は令和3年度の同月に比べ概ね10%以上減少していること

② 「送出企業要件確認申出書」の提出日以降に、**5人以上29人以下の離職者**を発生させる企業

※ 離職者の発生前に、鳥取県立ハローワークへ「送出企業要件確認申出書」を提出して、送出企業の確認を受ける必要があります。

※ 送出企業の一覧は、鳥取県HP(<https://www.pref.tottori.lg.jp/291913.htm>)に掲載しています。

対象となる離職者

送出企業の離職者で、鳥取県立ハローワーク、ハローワーク、(公財)産業雇用安定センター等の職業紹介事業者(以下「ハローワーク等」という。)に求職登録している者(県内在住者)

支援金の支給対象事業主の要件

① 雇用保険の適用事業の事業主

② 送出企業を離職した日から1年以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに、ハローワーク等の紹介により県内で正規雇用した事業主

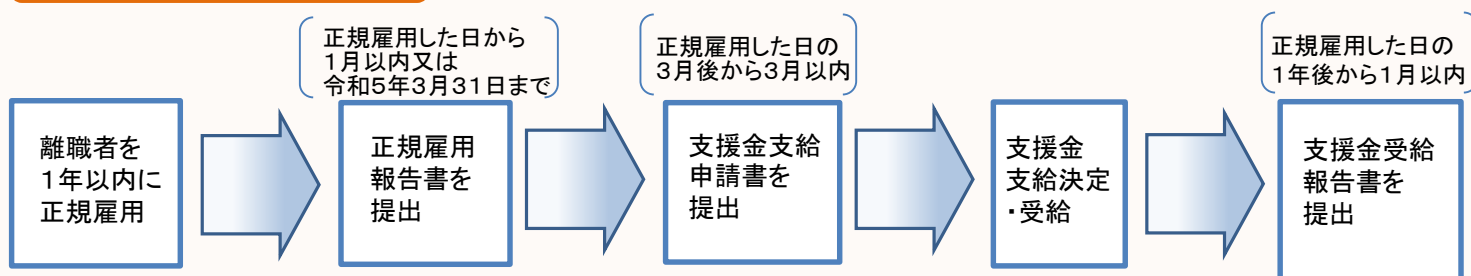
③ 正規雇用した前日の6か月前から支援金の支給申請日までの間に、事業主都合による解雇がないこと

④ 送出企業と経済的に独立していること(親会社、子会社、関連会社は対象外)、法令違反がないこと など

支援金の支給

1人あたり30万円(正規雇用した日の3月経過後から3月以内に申請)

支援金の手続きの流れ



事業縮小等に伴い、30名以上の離職者が発生する場合は、「鳥取県労働移動受入奨励金」制度があります。

【提出・お問い合わせ先】支給要件などご不明な点がございましたら、次へお問い合わせください。

R4.8.29

〒680-0835 鳥取市東品治町111-1(JR鳥取駅構内) 鳥取県立鳥取ハローワーク TEL 0857-51-0501

〒682-0023 倉吉市山根557-1 パープルタウン1階 鳥取県立倉吉ハローワーク TEL 0858-24-6112

〒683-0043 米子市末広町311 イオン米子駅前店4階 鳥取県立米子ハローワーク TEL 0859-21-4585

〒684-8501 境港市上道町3000 境港市役所別館1階 鳥取県立境港ハローワーク TEL 0859-44-3395